

理 由 書

区域区分の変更に伴い、当該変更箇所について周辺の土地利用状況等を考慮し適切な用途地域とするため、本案のとおり変更するものです。

中村原地区については、事務的変更に伴う市街化区域への編入を行う地区で、板橋地区、風祭地区及び久野地区については、市街化調整区域に接し、現に市街化されておらず計画的な市街地整備の見通しがなく、当分の間営農が継続される農地について市街化調整区域への編入を行う地区で、それぞれ隣接する区域との一体的な土地利用を誘導するため、変更するものです。これらのほか、不整合の修正及び界表示の変更を行うものです。